

し尿汲取り助成金支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市のし尿収集等を業とする許可業者に対し、し尿汲取り助成金を支給することにより一般廃棄物（し尿）処理手数料の受益者負担軽減の措置並びに収集事業の運営および作業員の確保等を容易ならしめ、もって本市におけるし尿の収集・運搬および処理事業の円滑な運営と市民サービス向上を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 本市は、次の各号に掲げる要件を備えている者に対しし尿汲取り助成金（以下「助成金」という。）を支給するものとする。

- (1) 本市の許可を受けた、一般廃棄物処理業者のうち、もっぱらし尿の収集および運搬を行う者であること。
- (2) 前号の者で、かつ、本市の定めるし尿汲取り計画を遅延なく実施し、常に適正な業務の遂行に努力していると認められる者であること。

(支給額)

第3条 助成金の支給額は、次の表に掲げる区分による単価にその月の作業量を乗じて得た額の合算額とする。

区 域	区 分	単 価
普通区域	定 額 制	1,260 円(1 人)
	従 量 制	3,710 円(1 件)
特別区域	定 額 制	1,610 円(1 人)
	定額制月 2 回以上実施世帯	710 円(1 人)
	従 量 制	6,420 円(1 件)

2 前項の表における特別区域とは、本市の処理場からの遠隔地であって、別表に定める地域とする。

(支給の申請等)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、し尿汲取り助成金支給申請書(様式第1号)に助成金内訳調書(様式第2号)、定額制助成金請求明細書(様式第3号)、従量制助成金請求明細書(様式第4号)、特別区域定額制助成金請求明細書(様式第5号)及び特別区域従量制助成金請求明細書(様式第6号)を添えて、市長に対し申請するものとする。

2 前項の申請書等は、助成金の支給を受けようとする者が、毎月5日までに前月分を市長に提出するものとする。

(支給の決定通知)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請書類を受理し、作業実績および書類の審査等を行い適正と認めるときは、し尿汲取り助成金交付決定兼額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(減額および停止)

第6条 助成金の支給を受けることとなった者が、廃棄物の処理および清掃に関する法律、同施行令および施行規則、その他の関係法令に違反し、または市長が特に必要と認められた場合には、当該助成金を減額し、もしくはその支給を停止するものとする。

(助成金の支給)

第7条 助成金の支給を請求しようとする者は、し尿汲取り助成金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金を受けている者が、この要綱に違反し、もしくは偽りその他不正の手段により支給を受けたときは、助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(市長の監督権)

第9条 市長は、この要綱の適正な実施を確保するため、必要と認められるときは千葉市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき助成金の運用について当該助成金の支給を受けている者に報告させ、もしくは資料の提出を求め、または質問することができる。

(委任)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、環境局資源循環部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別 表)
特別区域

若 葉 区	小間子町、上泉町、下泉町、下田町、谷当町、旦谷町、中野町、和泉町、野呂町、川井町、古泉町、富田町、中田町、御殿町、更科町、大井戸町、金親町、御成台、若松町、愛生町、源町、若松台
緑 区	下大和田町、上大和田町、土気町、高津戸町、大高町、小食土町、小山町、大椎町、大木戸町、板倉町、越智町、平川町、あすみが丘、あすみが丘東、大野台
稲 毛 区	小深町、山王町、六方町、長沼原町、長沼町、園生町、天台町、あやめ台、柏台、宮野木町、小中台町、稲毛町
花見川区	全域
美 浜 区	真砂、磯辺、若葉、ひび野、打瀬、中瀬、美浜、幕張西、浜田、豊砂

し尿汲取り助成金支給申請書

(あて先) 千葉市長

申請者

住所(所在地)

業 者 名

代表者氏名

(法人の場合は、原則として記名押印が必要です。)

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない

場合は、記名押印が必要です。)

年度 月分し尿汲取り助成金の支給を受けるにあたり、次のとおり
申請します。

助成金請求額			円
助成金内訳	名 称	金 額	
	普通区域定額制		円
	普通区域従量制		円
	特別区域定額制		円
	特別区域定額制 月2回以上		円
	特別区域従量制		円

年 月 日

助成金内訳調書

申請者 住所（所在地）

業 者 名

代 表 者 氏 名 _____

（法人の場合は、原則として記名押印が必要です。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。）

様式	名 称	作 業 実 施 件 数 月 2 回以上汲取件数	汲 取 人 口 月 2 回以上汲取人口	単 価 (円)	助 成 金 額 (円)	収 集 量 (L)	摘 要
3	定 額 制						
4	従 量 制						
5	特別区域 定 額 制						
6	特別区域 従 量 制						
計							

様式第 3 号

定額制助成金請求明細書

NO. _____

_____ 月分

業者名 _____

区 町 名		(A)月 1 回作業実施		(B)月 2 回以上作業実施		(C)=(A)+ (B) 合計		(D)	(a)×(D)
区名	町名	世帯数(世帯)	(a)人口 (人)	世帯数	人口	作業実施世帯数	人口	単価(円)	請求金額
小 計									
合 計									

特別区域定額制助成金請求明細書

____ 月分

業者名 _____

区 町 名		(A)月 1 回作業実施		(B)月 2 回以上作業実施		(C)=(A)+ (B) 合計		(D)	(a)×(D)
区名	町名	世帯数(世帯)	(a)人口 (人)	世帯数	人口	作業実施世帯数	人口	単価(円)	請求金額
小 計									
合 計									

住所(所在地)

業 者 名

代表者職氏名 様

し尿汲取り助成金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付申請のあった、し尿汲取り助成金（ 月分）について、
次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

助 成 金 支 給 額		円
助成金内訳	名 称	金 額
	普通区域定額制	円
	普通区域従量制	円
	特別区域定額制	円
	特別区域定額制 2回以上	円
	特別区域従量制	円

し尿汲取り助成金請求書

(あて先) 千葉市長

申 請 者

住所(所在地)

業 者 名

代表者氏名

(法人の場合は、原則として記名押印が必要です。)

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない

場合は、記名押印が必要です。)

年度 月分し尿汲取り助成金について、次の通り請求します。

助成金申請額	円	
助成金内訳	名 称	金 額
	普通区域定額制	円
	普通区域従量制	円
	特別区域定額制	円
	特別区域定額制月2回以上	円
	特別区域従量制	円
助成金振込先	「口座振込(送金)申請書」(提出済み)のとおり	